平成２１年（フ）第２２９号
山口県下関市武久町１丁目53番16―401号
マンションヴィラ
債務者　光山こと　盧　　慶栄
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２３０号
山口県下関市武久町１丁目53番16―401号
マンションヴィラ
債務者　井上　優子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第４４号
大分県日田市大字北豆田1601番地９
債務者　三苫　泰之
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２１年（フ）第１２８号
北海道余市郡余市町山田町548番地
債務者　大宮　　修
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１２９号
北海道余市郡余市町山田町548番地
債務者　大宮　　陵
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第４０１号
千葉県野田市山崎1105番地の２
債務者　永田　兼次
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４０２号
千葉県野田市山崎1105番地の２
債務者　永田　和江
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４１４号
千葉県柏市高田1078番地２ウィズ柏の葉717号
債務者　郡山　夏江
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４３５号
千葉県松戸市小金きよしケ丘５丁目９番地の11
債務者　円子　秋雄
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４４４号
千葉県野田市山崎1359番地の５中村アパート１号棟
債務者　濱本　光江
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４４７号
千葉県鎌ケ谷市北中沢３丁目４番20号　ペアリーフ101
債務者　皆川　麻美
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４４８号
千葉県柏市増尾台３丁目24番６号
債務者　小林　和浩
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６８１号
北九州市小倉北区昭和町19番25号
債務者　加治太一郎
1　決定年月日時　平成21年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７１２号
北九州市八幡東区帆柱１丁目７番６号
債務者　田代　健一
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７５１号
福岡県遠賀郡遠賀町大字別府3261番地の18
債務者　古藤　進一
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６９号
福島県東白川郡塙町大字塙字本町121番地１
債務者　磯田　　隆
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第７０号
福島県石川郡平田村大字永田字戸花３番地
戸花団地10号
債務者　水野　利江
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第１０２号
島根県松江市中原町170番地
債務者　山田　弘孝
1　決定年月日時　平成21年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
松江地方裁判所民事部